

# 町有部分林売買契約書

## 1 売渡立木の表示

福島県石川郡古殿町大字山上字芝山34番地1

伐採種別	樹種	本数	材積
皆伐	スギ	1,722本	1,308.16m <sup>3</sup>
皆伐	ヒノキ	662本	170.21m <sup>3</sup>
皆伐	アカマツ	581本	239.75m <sup>3</sup>
計		2,965本	1,718.12m <sup>3</sup>

(売渡立木には根株は含まない)

## 2 買受代金額

	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち消費税及び地方消費税額 円)

上記について売渡人 古殿町 (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。) は、町有部分林立木の売買について下記条項により契約を締結する。

第1条 乙は、令和 年 月 日までに、甲の発した納入通知書により頭書の買受代金を古殿町指定金融機関に納付しなければならない。

2 乙が期限までに買受代金を納付しないときは、その未納分に対し、納付の期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として甲に納付しなければならない。

第2条 乙が前条の規定により買受代金の納付を完了したときは、甲の有する売渡立木の所有権は、乙に移転するものとする。ただし、前条第2項に定める遅延利息があるときは、買受代金及び遅延利息の納付を完了したときとする。

2 乙は、前項の規定により所有権の移転した立木について第3条に定める引渡完了前に処分しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を受けなければならない。

第3条 立木の引渡しは、買受代金 (遅延利息があるときは買受代金及び遅延利息) の納付の完了した日から 30 日以内に現地において、甲乙立会いの下に行うものとする。ただし、乙がやむを得ない理由により立ち会えないときは、乙の代理人をして引渡しに立ち会わせなければならない。

第4条 契約締結後、引渡前までに本件立木が甲乙双方の責めに帰することのできない理由により滅失し、又は毀損した場合は、その損害はすべて乙が負担するものとする。

第5条 乙は、引渡しを受けた立木を令和7年12月31日までに甲の指定する区域の外に搬出しなければならない。

2 乙は、前項に定める立木に係る作業を開始するときは、あらかじめ作業着手届（様式第1号）を提出するものとする。

3 乙は、雑木等の処理について、あらかじめ甲と協議を行い、その指示に従わなければならない。

第6条 乙は、やむを得ない事由により前条の期間内に搬出できないときは、期間満了の日の到来の前に甲に申し出て期間の延長の承認を受けなければならない。この場合において、乙は、搬出期間の延長日数に対し、1日につき買受代金の1,000分の1に相当する延期料を甲に納付しなければならない。ただし、甲が、天災地変その他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

2 乙が前項の規定により期間延長の承認願を甲に提出したときは、甲は、その事由を審査し、適当と認めるときは、3カ月を超えない範囲で期間延長を承認することができる。ただし、甲が、天災地変その他やむを得ない事由があると認めるときは、3カ月を超えて期間延長を承認することができる。

第7条 乙は、立木の伐採、加工、搬出を行うため甲の敷地内に小屋掛等の施設を設け、又は甲の有する施設を使用するときは、あらかじめ、使用目的、箇所、期間等を定めて甲の承認を受け、指示に従わなければならない。

2 乙は、立木の伐採、加工、搬出により、又は前項に定める施設を設けたことにより甲の財産に損害を与えたときは、直ちに甲に届け出てその指示に従わなければならない。立木の伐採、加工及び搬出を他人に請け負わせ、その請負人が損害を与えたときも同様とする。

第8条 乙は、立木の搬出を完了したときは、甲に対し搬出終了届（様式第2号）を直ちに提出しなければならない。

2 甲は、前項に定める届出があったとき又は搬出期間が満了したときは、跡地検査のため乙に立会いを求めることができる。この場合において、乙は正当な理由がない限り立会いを拒否することができない。

第9条 前条第1項に定める届出があったとき又は搬出期間の満了したときは、搬出未済の立木は、甲の所有とする。

2 前条に定める跡地検査の結果、乙が甲に対し損害を与えたことを発見した場合、甲はその損害を乙に対し請求することができる。

第10条 材積の計算方法は、甲の定めるところによる。

2 売買立木に数量不足その他隠れたかしがあっても、乙は買受代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約を解除することができないものとする。

第11条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が甲の定めた期間内に買受代金を納入しないとき。

(2) 乙が第2条第2項の承認を受けないで立木を処分したとき。

(3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

第12条 前条の規定により契約を解除したときは、その契約の解除された部分に係る立木は甲に帰属するものとする。この場合において、甲は乙に対し、乙が納付した買受代金のうち甲に帰属した立木の代金に相当する金額を乙に返還する。

第13条 甲は、第11条の規定により契約を解除したときは、乙に対し、その契約を解除された部分に係る買受代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

2 前項に定める違約金は、乙が買受代金の全部又は一部を甲に納付している場合は、前条の返還金のうちから控除して徴収するものとする。

3 甲は契約を解除したことにより損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

第14条 甲及び乙は、法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供する等やむを得ない事由により契約を履行することができないときは、その履行できない部分につき契約を解除し、又は変更することができる。

2 前項の規定に基づき、契約を解除し、又は変更したことにより損害が生じても、甲及び乙は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができない。

第15条 前条の規定により契約の解除又は変更により立木の所有権が甲に帰属したときは、甲は乙が納付した買受代金のうち甲に帰属した立木の代金に相当する金額を乙に返還する。

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保管する。

令和 年 月 日

福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地

(甲) 売渡人

古殿町

町長 岡部 光徳

(住所)

(乙) 買受人

(事業者名)

(代表者名)

様式第1号

作業着手届

年 月 日

古殿町長 岡部 光徳 様

(住所)

買受人 (事業者名)

(代表者名)

年 月 日付けで契約した町有部分林売買契約に基づき、下記により作業を着手しますので届け出ます。

記

1 作業着手する町有林の所在地  
古殿町大字 字 番地

2 作業期間  
年 月 日 ~ 年 月 日

様式第2号

搬出終了届

年 月 日

古殿町長 岡部 光徳 様

(住所)

買受人 (事業者名)

(代表者名)

年 月 日売買契約を締結した下記の町有部分林の産物を 年 月 日に搬出を終了したので届け出ます。

記

1 産物の所在地

古殿町大字 字 番地

2 産物の種類、数量

- (1) 公売番号
- (2) 産物の種類
- (3) 樹種
- (4) 面積
- (5) 数量